



6 総第 1 2 4 1 号
令和 7 年 3 月 3 日

亀岡市議会議長
小 川 克 己 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 損害賠償額の決定について